

美祢市病院等事業食事サービス提供サービス業務 仕様書等の質問に対する回答

美祢市病院事業局

質問1

3-(1) 乙の業務範囲について ⑩配膳前の点検は、栄養士が毎食必ず行うこと
栄養士を適正に配置していても、感染症、体調不良、家族の事情等で一時的に欠員状態になることも考えられます。その様な場合、栄養士に限らず調理師、調理員が点検を行うことは可能でしょうか。

回答1

仕様書「6 従業員の配置」で『…1食（回）あたりの業務量を履行できる人数を揃え…』とし、（管理）栄養士は常時1名以上の配置を想定しており、代替の職員を確保していただくことが理想ですが、実際の急な休暇の対応は、当施設の栄養科職員との協議で対応を決定します。なお、調理師、調理員にあっては、急な休暇を除き、提案書の人員を配置し、業務遂行にあってください。

質問2

11 食材費の1日単価について
1食当たりの材料費相当単価は別添3「食単価明細書」のとおりとありますが、今後の世界状況の変動にともなう食材の値上がりがあった場合、材料費相当単価について協議させていただくことは可能でしょうか。

回答2

別添3「食単価明細書」の下欄に注意書きで令和5年4月1日に材料費単価の見直しを行っています。現状は「食単価明細書」の単価で食事内容・質に問題がないことから当面は維持いたします。今後、材料費の大幅な変動があった場合には、材料費単価の協議は可能と考えますが、企業努力の上、安易な値上げとにならないようお願いします。

質問3

12 品質の保持について
「指定品目（米、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン）については市内業者から調達すること。」とございますが固定すると価格が高騰した場合に契約材料費内で運営できなくなる可能性があるため、運営させていただきながら協議させていただくことは可能でしょうか。

回答3

当施設の給食施設での材料調達は市内事業者の利用拡大（促進）の面もあり、年間を通じて使用し、比較的保存も可能な4品目を指定品目としています。
価格が高騰した場合には、質問2にあるように材料費単価も含め対応を協議したいと考えます。

質問4

業務実績の提出におきまして、契約金額を記入する項目がございますが、全件契約書において契約内容の守秘義務がございます。そのため契約金額を記入することに承服致しかねます。この場合、当プロポーザルへの参加資格がないものとなりますでしょうか。

回答4

「様式第3 業務実績」の『契約金額』の欄は、『契約規模』に修正（訂正）させていただきます。契約されている施設の病床数等をご記入ください。
「様式第3 業務実績」の修正分を添付しますので、ご確認ください。
なお、実施要領「6 参加申込の手続」の「ウ 業務実績」で契約書の写し等を提出していただくようにしていますが、契約金額は黒塗りとしています。